

ロイヤルパークホテルでは、お客様全員にご満足いただける宴会を準備、実施するため、宴会場のご利用に関して次のとおり規約を設けておりますので、予めご了承賜りますようお願い申し上げます。

## 1.対象宴会等

- 1) 本規約は一般宴会に加えて、会議・研究会・講演会・音楽会・展示等の宴会場または会議室をご利用のあらゆる催し物（以下宴会等と称します）に適用されます。

## 2.使用時間

- 1) 会場の使用時間は設営から撤去までを含み、事前にホテル係員と取り決めさせていただいた時間といたします。この時間を超過した場合は所定の延長料金を申し受けます。ただし、次の会場使用開始時刻との関連で使用時間の延長に応じかねる場合もございます。

## 3.お申込金（内金）

- 1) 会場のご予約をいただいた場合、期限を定めて内金をお支払いいただきます。
- 2) 前項の内金の金額は、宴会等の内容に基づきホテルより提示させていただきます。

## 4.契約の拒否

次に掲げる組織、個人につきましては、宴会等のお申込をお断りさせていただきます。又、既にご契約いただいている場合でも解約させていただきますので、予めご了承ください。

- 1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(1991年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」と称します)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」と称します)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
- 2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- 3) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。

## 5.お支払い

- 1) 宴会等の費用につきましては、宴会見積金額を、原則として宴会等の開催日7日前までに現金にてお支払いいただき、宴会終了後30日以内に過不足を精算するものといたします。

## 6.人員の確定

- 1) 料理・飲物などをご用意させていただく人数（以下有料人数と称します）は、宴会等開催日の前々日の正午までにホテル担当係員までご通知ください。
- 2) 前項の期限を過ぎた後につきましては、ご出席者が有料人数より減少した場合でも、有料人数分の料金を申し受けます。

## 7.取消料と期日変更料

- 1) すでにご予約いただいた宴会場をお取消になる場合および、期日を変更される場合は原則として下記により取消料もしくは期日変更料を頂戴いたします。

	(1)	(2)
開催日の120日前から91日前	A お見積総額の20%	A ご予約された宴会場の展示会料金の20%
開催日の90日前から61日前	B お見積総額の30%	B ご予約された宴会場の展示会料金の30%
開催日の60日前から31日前	C お見積総額の40%	C ご予約された宴会場の展示会料金の40%
開催日の30日前から8日前	D お見積総額の50%	D ご予約された宴会場の展示会料金の50%
開催日の7日前から2日前	E お見積総額の80%	E ご予約された宴会場の展示会料金の80%
開催日の前日及び当日	F お見積総額の100%	F ご予約された宴会場の展示会料金の100%

※食事室料金及び会議室料金：別紙料金表参照

※②を基本とさせていただきますが、正式なお見積提示後には①を適用させていただきます。

※上記は税金・サービス料を除きます。

※制作物その他に関しましては実費にてご請求させていただきます。ホテル指定の特定期(4月～6月、10月～3月)の本予約に関しましては上記取消料と期日変更料とは別に、120日前に係わらず取消料を請求させていただく可能性がございます。

## 8.装飾・余興等の手配

- 1) 宴会等にかかわる会場装飾・装花・音響・照明・余興・コンパニオン・引出物等の手配はホテル指定の業者をご利用ください。
- 2) お客様のご都合でホテル指定以外の業者をご利用になる場合は、予めホテルの了承を得ていただくものとします。
- 3) エレクトリックギター・トランペット・太鼓・カラオケ等の大音量を発する楽器・機器等のご使用はご遠慮いただく場合もございます。

## 9.直接ご依頼の業者に対する指示

- 1) ホテルの了解のもとお客様が直接行う諸事項（装飾・演出のための材料・機器の搬入・搬出、看板等の仕様・デザイン・設置場所・方法等）につきましては、ホテルの美観、導線などを考慮し一定のルールのもとに実施していただくようホテルより当該業者の方に指示いたします。
- 2) 搬入・搬出が深夜におよび、ホテル側係員の立会いが必要な場合は、別途立会い費用を申し受けることがあります。

## 10.損害賠償

- 1) お客様（お客様の全ての関係者も含みます）あるいはお客様が直接依頼された業者は、ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷することのないよう十分ご注意ください。万一、ホテルの施設・什器備品等に破損、損傷を与えた場合は、お客様あるいは直接依頼された業者の方に、すみやかに修理していただくか、またはその修理・損害賠償金をご負担いただきます。

## 11.禁止事項

- 1) 次に掲げる各事項は禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
  - 盲導犬以外の犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜の持ち込み。
  - 発火または引火性のある物品や危険物の持ち込み。
  - 悪臭を発する物の持ち込み。
  - 法令または公序良俗に反する行為及び他のお客様の迷惑になる言動。
  - ホテルの備え付け品の移動。
  - 使用目的以外でのご利用。
  - その他法令等で禁じられている行為。
  - 申込者以外への転売行為。

## 12.解約

次の項目の場合は、宴会等のご予約をホテル側より解約させていただきますので予めご了承ください。

- 1) 宴会などにご出席されるお客様が法令もしくは公序良俗に反する行為をなされる恐れがあるか、あるいは他のお客様にご迷惑をおかけするとホテル側が判断した場合。
- 2) 本規約に違反、またはその恐れがあるとホテル側が判断した場合。
- 3) 特に【3. 内金 5. お支払】を指定の期日までにご入金がなされない場合は、宴会等のご予約を解約のうえ、お取消の場合に準ずる額と実費分についてのご負担を請求させていただくこともありますのでご了承ください。